

冬季死亡災害ゼロ100日運動

に取り組みましょう

〈令和5年11月22日～令和6年2月29日〉

当地域では、死亡労働災害の防止と徹底を図るため、夏季の101日間と冬季の100日間を労働者の生命を守る重要な活動期間と位置づけ、平成8年度から継続して「夏季死亡災害ゼロ101日運動」と「冬季死亡災害ゼロ100日運動」に取り組んでいます。しかしながら、冬季死亡災害ゼロ100日運動につきましては、昨年度は5年ぶりに運動期間中の死亡災害ゼロという目標を達成したものの、直近14年間では7割以上（10年間）で運動期間中に死亡災害が発生しています。

自分たちの職場での「死亡災害ゼロ」を確実なものとし、ひいては当地域での「死亡災害ゼロ」を達成するため、各事業場におかれましては、安全衛生管理体制を強固なものとし、労働者一人ひとりの安全衛生意識の高揚を図り、労使双方の協力のもと各重点事項への取り組みをお願いします。

重点事項1 安全意識と安全知識の高揚を図りましょう

同じ作業、同じ環境が繰り返されると、人間ですので危険の認識が薄れていくことが多くあります。成功体験（今まで何もなかったから大丈夫だろう）もデメリットに成り得ます。そのような状況のまま安全活動をする、努力に反して効果は上がらず、逆にマイナスの効果（危険を放置・容認）になることもあります。そのことも踏まえ、災害防止の強化運動期間として、

- ① 安全意識の高揚を図る取り組みをしましょう。
- ② 安全知識の高揚を図る取り組みをしましょう。
- ③ 災害事例を学ぶことは、安全意識と安全知識の高揚あるいは切り替えに有効ですので、活用しましょう。（※¹）
- ④ 点検のやり方として、有無だけでなく、適否（数段階評価）で見ると、さらに高いレベルの方法を探る・考えるきっかけにつながります。

※¹…災害事例はインターネットの「職場のあんぜんサイト」からも見るができます。

重点事項3 車両系機械^(※²)による労働災害を防止しましょう！

※²…車両系建設機械、車両系荷役運搬機械及び木材伐出機械

(1)接触防止対策を実行しましょう

- ① 車両系機械の走行・旋回範囲と死角範囲を、関係者全員で再確認しましょう。
- ② 現状の接触防止対策の適否を確認し、必要に応じて適切な方法に改善しましょう。
- ③ 作業計画^(※³)の内容を再確認しましょう。
- ④ 作業計画に基づき作業を行いましょう。
- ⑤ 発進・旋回の動作開始前には、指差呼称等による周囲確認を徹底して行いましょう。

(2)横転・転落防止対策を実行しましょう

- ① 路肩や軟弱地盤などの横転・転落の危険のおそれがないかを確認しましょう。
- ② 横転等の危険のおそれがある場合は、必要な幅員の保持、路肩明示、路肩補強、誘導者の配置等の措置を講じましょう。
- ③ 作業計画の内容を再確認しましょう。
- ④ 作業計画に基づき作業を行いましょう。

※³…作業計画は、車両系機械による作業を行う時に労働安全衛生規則に基づき定める必要があるものです。

重点事項2 安全管理体制を活性化し、労働者も安全作業を行いましょう

(1)安全、衛生管理者(又は推進者)の職務を活性化させましょう

- ① 業種、労働者数に応じて選任されている「安全管理者」、「衛生管理者」、「安全衛生推進者」（以下「安全管理者等」とする）の必要な職務内容を改めて再確認しましょう。
- ② 上記①を踏まえながら安全管理者等の管理活動の実施状況を点検し、より一層の積極的な職務遂行をしましょう。
- ③ 安全パトロールや巡視などの活動に、別部署の労働者や経験年数の短い労働者を同行させ、安全衛生意識の高揚・育成を図りましょう。

(2)作業主任者の職務を活性化させましょう

- ① 法令で定める業務に応じて選任されている「作業主任者」の必要な職務を改めて再確認しましょう。
- ② 上記①を踏まえながら作業主任者としての管理の実施状況を点検し、より一層の積極的な職務遂行をしましょう。

(3)上記以外の労働者は安全作業を進めましょう

- ① 職場内の安全に関するルール、作業手順などを改めて再確認しましょう。
- ② 上記①を踏まえながら自身の順守状況を見つめ直し、これから徹底していきましょう。
- ③ 指差呼称や一人KYなどの注意行動も積極的にいきましょう。

(4)安全、衛生委員会を活性化させましょう

- ① 業種、労働者数に応じて必要とされている「安全委員会」、「衛生委員会」の必要な審議事項を改めて再確認しましょう。
- ② 上記①を踏まえながら委員会の審議状況を点検し、より一層の活発な審議にしましょう。

重点事項4 製造装置等機械設備による労働災害を防止しましょう！

(1)はさまれ・巻き込まれ災害を防ぎましょう

- ① 機械設備に危険な箇所がないか総点検をしましょう。
- ② トラブル処理や掃除などの非常時作業時のルールを再確認しましょう。

重点事項5 冬季特有の労働災害を防止しましょう！

いわて年末年始無災害運動の実施要綱内の実施事項に取り組みましょう。

(1)冬季特有災害の防止^(※⁴)

- ①積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止
- ②車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止
- ③雪下ろしの際の災害防止
- ④火災・火傷の防止
- ⑤一酸化炭素中の防止
- ⑥凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止
- ⑦作業時の保温・体操の実施
- ⑧その他の冬季特有災害の防止

(2)リスクアセスメント・危険の見える化の実施

(3)「安全決意宣言」の実施

(4)労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動への参加

※⁴…さらに詳細な内容はいわて年末年始無災害運動のリーフレットの裏面を参照してください。



主唱者 一関労働基準監督署

一関労働災害防止団体等連絡協議会

公益財団法人岩手労働基準協会一関支部

建設業労働災害防止協会岩手県支部一関分会

建設業労働災害防止協会岩手県支部千厩分会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部一関分会

林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部一関分会

実施者 各事業場

この資料は、事業場内の見やすい場所に掲示するか、コピーを労働者に配布しましょう。

一関電気工業災害防止協議会

一関市水道工業協同組合

千厩町工業クラブ

前沢工業クラブ

本チラシや運動通信、
毎月の災害統計などを
掲載しています

一関監督署
からのお知らせ
コーナー

